

豊橋市監査公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年8月27日

豊橋市監査委員	大須賀 俊 裕
同	木 藤 守 人
同	市 原 享 吾
同	松 崎 正 尚

定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
財務部	資産税課	30-1	指摘事項	家屋評価計算システム使用料に係る契約書において、契約約款の改正（平成29年1月1日施行）により追加された「契約が解除された場合等の違約金」の条項のない従前の約款を使用していたので、適正な事務処理をされたい。	平成30年度より安易に従前の契約書を利用することなく、契約約款の改正及び整合性の確認を実施するほか複数の者で確認するようチェック体制を整え、適正な事務の執行をするように徹底した。	H30.5.29
			指摘事項	家屋評価計算システムソフト保守業務委託など複数の契約において、契約約款には業務を再委託する場合は発注者の承諾が必要であると規定されているにもかかわらず、再委託に係る手続がされず業務を行わせていた事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。	平成30年度の契約から、保守作業に係る再委託承認申請書を徴取し、決裁のうえ、承諾又は不承諾を決定して、相手方へ文書で通知するよう改めた。	
			指摘事項	試乗標識継続申請に係る事務において、申請期限を2か月以上経過したものについて継続許可していたので、市税条例に則り適正な事務処理をされたい。	平成30年度の申請に係る事務処理から、申請期間中に申請してもらえるよう通知文を工夫し、市税条例に則り適正に事務処理を行えるよう改めた。	
企画部	政策企画課	29-8	指摘事項	本市に事務局のある豊川水系総合開発促進期成同盟会に係る事務処理規程において、規定の語句に不適切な箇所が見られたので、事務局として適正な規程となるよう見直されたい。	指摘事項に基づき、豊川水系総合開発促進期成同盟会事務処理規程において規定の語句の不適切な箇所を訂正し、規程の一部を改正した。	H30.6.27
			意見	豊川水系総合開発促進期成同盟会負担金に係る収納事務において、調定収納簿の納期限を実際と異なる日付とするなど不適切な事例が見受けられたので、当該団体の事務局として適切な事務処理に努められたい。	平成30年度より、豊川水系総合開発促進期成同盟会事務局に対し、豊川水系総合開発促進期成同盟会事務処理規程の内容確認の徹底及び適切な事務処理を行うよう周知した。	
	広報広聴課	29-8	指摘事項	豊橋市役所 J K 広報室イベント企画運営業務において、契約書に個人情報保護の規定がなかったが、メンバーの個人名など個人情報に十分留意すべき業務であるので、契約に当たっては個人情報取扱に関する規定を整備し、適正な事務処理をされたい。	今後は個人情報取扱特記事項を添付することとし、個人情報の取扱いに配慮して事務処理を行っていくよう課内で周知徹底した。	H30.6.27

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
企画部	広報広聴課	29-8	意見	豊橋市役所JK広報室イベント企画運営委託業務において、受託者から提出された業務実施報告書には具体的な実施内容が記載されていなかったため、イベントの開催内容や成果が確認できる報告書となるよう指導されたい。	今後、業務実施報告書には、具体的な実施内容がわかる報告を求めるように指導することを課内で周知した。	H30. 6. 27
福祉部	障害福祉課	30-1	指摘事項	福祉団体に対する補助金交付要綱において、補助事業等実績報告書に事業報告書及び収支決算書を添付することとしているにもかかわらず、添付されていない事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。	平成29年度の補助事業等実績報告書より事業報告書、収支決算書など必要な様式を添付した上で事務処理を行った。	H30. 7. 26
			指摘事項	障害者福祉会館の一部使用において、目的外使用許可が必要であるにもかかわらず、申請から許可までの手続がされていない事例が見受けられたので、財産管理規則に則り適正な事務処理をされたい。	平成30年4月1日付で対象団体より目的外使用許可申請を受け、許可を行った。	
こども未来部	こども未来政策課	30-1	意見	ファミリー・サポート・センター利用料補助金において、補助金交付申請書に添付する援助活動報告書に記載する報酬額等の算定方法がわかりづらく、訂正させている事例が散見されたので、様式や記載例の見直しを検討されたい。	平成30年7月より、報酬額等の算定方法について、間違いやすい部分を理解しやすいよう様式や記載例を見直すとともに、会員登録時に行う個別説明の中でもそれらを使うこととした。	H30. 7. 23
	こども未来館	30-1	指摘事項	こども未来館の管理に関する協定書において、業務の一部を第三者へ委託する場合は届け出ると規定しているにもかかわらず、添付の管理運営仕様書では承認を得ると規定し不整合となっているので、仕様書を見直すなど適正な事務処理をされたい。	平成30年7月31日の指定管理者との調整会議において市と協議を行い、こども未来館の管理に関する協定書の規定に合わせて事務を行うことを指定管理者と確認した。	H30. 8. 1
			意見	こども未来館の連絡調整会議において、指定管理者が遊具点検業者から要修繕の報告を受けていたにもかかわらず、市への報告がされていなかったため、指定管理者の指導を行うとともに安全性の確保を最優先とする施設管理に努められたい。	平成30年5月29日の指定管理者との調整会議において、指定管理者は点検実施業者の報告書を市へ提出するとともに、その内容についての説明を行うよう指定管理者に対して指導を行った。 また、要修繕箇所については、どのように対応をしていくかの協議を行い、その進捗を報告するよう指導した。	
意見	交通児童館に設置する自動販売機に係る市有財産使用許可の決裁において、設置場所を特定する図面の無い申請書に基づき許可していたため、適切な事務処理に努められたい。	平成30年5月29日の指定管理者との調整会議において、指定管理者に対して図面を添付するよう指導を行うとともに、図面でも設置場所の確認を行うよう事務処理を改めた。				

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
こども未来部	保育課	30-1	意見	公立保育園等（5園）消防設備保守点検業務委託の仕様書において、点検作業を行う設備が5園まとめて記載されており、各園の設備内容がわからないものとなっていたので、園ごとに区分するなど適切な事務処理に努められたい。	平成30年度の業務委託の仕様書においては、園毎に設備内容を区分した。今後、必要に応じて提示できるよう設備箇所図を整備することを課内で徹底した。	H30. 8. 1
健康部	こども保健課	30-1	意見	産婦・新生児訪問指導等業務委託において、契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付せずその内容の一部を約款上で規定していたが、誓約書提出の規定がないなど不足する項目が見受けられたので、適切な個人情報保護に努められたい。 また、徴取した見積書に決定の記載がなく契約を締結していたので、適切な事務処理に努められたい。	平成30年度契約については、「個人情報取扱特記事項」に相当する「覚書」を締結することで対応した。平成31年度以降については、「個人情報取扱特記事項」を添付していく。決定の記載漏れについては、起案・決裁の過程で複数の職員でチェックするよう所属職員に周知徹底を図った。	H30. 8. 16
	こども発達センター	30-1	意見	ラミネーターの修繕において、新品が納入されたにもかかわらず備品購入費として執行せず修繕料で執行したため、本来廃棄されるべきラミネーターについて備品台帳の更新がされず、登録内容に誤りがあるので、適正な歳出科目による執行及び備品管理をされたい。	平成30年6月、備品台帳における今回のラミネーターについては、従前のものを廃棄処理し、新品の新規登録を行った。適正な歳出科目による予算執行については、今後、修繕内容を十分確認し、修繕と購入の比較検討を行い、適正な予算執行及び備品管理を行っていきよう課内で周知した。	H30. 7. 24
上下水道局	総務課	29-9	意見	出前講座用ノートパソコン等賃貸借業務を始め複数の契約において、契約保証金に係る免除の具体的根拠が記載されていない事例が見受けられたので、局内で統一を図り適切な事務処理に努められたい。	本件の意見を踏まえ、上下水道局内で統一を図るため、平成30年3月28日付豊上総号外「契約書の作成について（通知）」により、上下水道局各課長あて通知を行い、適切な事務処理を行うよう周知した。	H30. 7. 30
			意見	上下水道局のホームページにあるバナー広告において、広告枠の空きが見受けられるので、PR方法など有効策について検討されたい。	平成30年2月26日の定例監査以降PR方法など有効策を検討する中で、広告掲載できる者が水道関連事業者、下水道事業関連事業者、水道及び下水道設備に関連する事業者であることから、それらの者が一同に会する場でPRすることが効果的であると捉えた。 したがって、指定給水装置工事事業者及び排水設備工事店対象の講習会開催時において、募集チラシを配付し申込方法等について説明した。 また、豊橋上下水道工事業協同組合の定例会に出席し、バナー広告に関する説明及びPRを実施した。	

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
上下水道局	水道管路課 下水道施設課	29-9	意見	<p>配水管布設工事に伴う産業廃棄物の収集運搬において、マニフェスト管理台帳の記載内容と工事写真に不整合な箇所が見受けられた。</p> <p>また、中島処理場重力濃縮棟脱臭設備改良工事において、しゅん工時に産業廃棄物管理票の内容が確認できていなかったため、業者指導するとともに適切な工事監理に努められたい。</p>	<p>前段の指摘事項については、職員に対して平成30年2月に、愛知県発行「産業廃棄物を適正に処理しましょう」の資料を教材に廃棄物処理の重要性と収集運搬の基準を確認し、適正な処理を行うことの徹底を図るための指導を行った。さらに、新たに廃棄物処理チェックリストを作成し、書類と現場における確認体制の強化を図った。</p> <p>なお、各水道施工業者に対しては、平成30年4月に説明会を開催し同上の指導を行った。今後も随時説明会を開催し引き続き指導を行っていく。</p> <p>後段については、産業廃棄物管理票の確認において業者指導を行うとともに、工事打合簿による報告を徹底するようにした。</p> <p>また、処分契約書上における最終処分場が複数ある場合は、明確にする旨も併せて指導徹底した。業者に対しての指導だけでなく、各担当監督職員に対しても適切な工事監理をするよう各課内で周知した。</p>	H30. 7. 30
	下水道施設課	29-9	指摘事項	<p>公共下水道敷地、地域下水道敷地等の占用許可に係る占用料において、許可から1か月以上経過してから収入調定を行っていた事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、2年目以降の占用料は4月30日までに徴収することと規定されているが、収入調定を5月10日に行っていた事例が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>決裁と納付書発行について、平成30年度から許可と同時に調定を行った。</p> <p>また、2年目以降の占用料についても豊橋市下水道条例により「例による」こととしている豊橋市道路占用料条例に則り、4月30日までに徴収した。</p>	H30. 7. 30
			意見	<p>公共下水道敷地、地域下水道敷地等の占用許可において、占用料の減免についても併せて決裁しているが、決裁書には各物件に対応する減免の根拠規定、減免理由、減免額の記載がされていないので、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>また、行政不服審査法等に基づく教示がされていないので、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成30年4月1日からの決裁時に減免理由、減免額等がわかる資料を添付し、また、公共下水道敷地等占用許可書に教示文を記載し適切な事務処理を行うように周知徹底した。</p>	
				意見	<p>野田処理場を始めとした処理場等に係る各種業務委託において、再委託の承認や業務履行計画書の受理など、契約書で定める手続と異なる事例が散見されたので、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>平成30年4月1日からの契約書に添付された業務委託仕様書において、業務履行計画書などの提出時期について解釈に誤解が生じないように修正した。</p> <p>また、再委託の承認についても契約書に定められた手続きとなるよう、事務処理の周知徹底を図った。</p>
	下水道整備課	29-9	指摘事項	<p>老朽管更生工事に係る設計において、変更すべき夜間工事や廃棄物処理に係る費用が積算されていないので、愛知県建設部積算基準及び歩掛表に則り適正な工事費の積算をされたい。</p>	<p>平成30年度から発注していく中で歩掛表等に則り工事費の積算をするように課内で周知徹底した。</p>	H30. 7. 30